

令和6年度 会派行政視察実施報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	上志の風
事 業 名	食料・農業・農村基本法の改正後の農業政策についての展望
事 業 区 分	行政視察

1 上田市での課題と研修・調査の目的

食料・農業・農村基本法が改正になり。国における農業政策も新たなフェーズに入った。地球温暖化、後継者不足や燃料費・資材高騰などが上田市においても問題になってきています。これからの農業政策に取り組んでいくうえでも国における政策をしっかりと押さえながら、また、上田市における現状や課題も国に伝えながら、農業政策を進めていくための研修。

2 実施概要

実施日時		視察先	農林水産省
令和6年5月29日(水) 10:00~12:00		担当部局	農林水産省 大臣官房政策課、農村振興局 畜産局 畜産振興課
報 告 内 容	1 視察項目について 1) 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要 ＜背景＞ 近年における世界食糧需給の変動、地球温暖化の進行、国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。 ＜法律案の概要＞ 食料安全保障の確保 (1) 基本理念について ① 「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を 「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態」とする。(第2条第1項関係) ② 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。 (第2条第4項関係)		

- ③ 食料の合理的な価値の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、その持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。（第2条第5項関係）

(2) 基本的施策として、

- ① 食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）（第19条及び第21条関係）
- ② 収益性の向上に資する農産物の輸入の促進（輸産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）（第22条関係）
- ③ 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。

（第23条及び第39条関係）

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負担の軽減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。（第3条関係）
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負担の低減の促進等を規定。（第20条及び32条関係）

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。（第5条関係）
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活用促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。（第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係）

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記（第6条関係）
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定（第43条から第49条まで関係）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取り組みのほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取り組みを支援する。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年まで〕）

（現在56地区）

1. 農村RMOモデル形成支援

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援する。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取り組みに関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備を支援する。

『農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）』

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織



* 視察先の写真等がある場合は添付のこと

全国的に見て、基幹的農業従事者（ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）数の年齢構成からも、2022年度の統計で59歳以下の数は25.2万人で全体の21パーセントになっており。将来に向けて大変厳しい状況にあります。上田市においても、全国の数値よりも更に厳しい状況にあります。

また、上田市における農業を取り巻く環境は、令和2年に行われた「上田市の農林業」（2020年農林業センサス調査結果報告書）による報告によると。平成27年からの比較による農業経営体の耕地面積は減少をしており、また、総農家数も減少の一途をたどっている状況です。

前回の研修でも示したように、国の食料自給率も4割を切り、海外に大きく依存している我が国としてもロシアによるウクライナ侵攻等の国際情勢による食料バランスが崩れると食料価格の高騰などにより国民生活に大きな影響を与えてきます。そのため、食料自給率を上げ、少しでも影響を受けないような政策をしてきていますが、現状はとても厳しいと言わざるを得ません。

今回は、「食料・農業・農村基本法」の一部を改正する法律が成立した時期をとらえて国における農業政策、中山間地域の農業振興や畜産環境をめぐる情勢を学び上田市にどのような対策や支援があるのか。また未来に向けてどのように進んでいけばいいのかを提案するために調査研究を実施しました。そして更に上田市における課題も提案してきました。

上田市における農業政策の課題をしっかりとらえて、上田市型の農業政策を少しでもいい方向に、持続可能な農業産業のなるよう会派としても、今回学んだ課題について更に上田市の将来の為に活かしていきます。



* 視察先の写真等がある場合は添付のこと